

地域生活支援拠点の整備状況及び令和2年度の取り組み方針について

機能	項目	内容	令和元年度の実績	課題	令和2年度の取り組み
①相談	新規相談支援事業所の開設	・計画相談支援の円滑化 ・相談支援ネットワークの構築	平成31年4月 1か所開設（計5か所） 相談支援部会 3回開催	—	引き続き相談支援体制の連携強化を図る
	拠点対象者の把握	・相談支援事業所等との連携	相談支援部会で拠点について説明し、意見交換を行った	対象者の区分分けの基準が不明確	計画相談を利用されている方から拠点登録対象者を把握し、対象者の区分について整理する
②緊急	短期入所事業所等の確保	・サービスの確保に向けて働きかけを行う。	利用状況の把握と各機関への情報提供を毎月行った	短期入所の受け皿不足	受け皿確保のため、事業所との意見交換を行う
③体験	グループホーム等の体験利用の促進	・拠点登録者に体験利用を勧める	未実施	拠点登録に至っていない	拠点登録を行い体験利用を勧める
④専門	協議会部会等を活用した研修会の実施	・講師による専門的な研修の実施	研修は未実施だが、部会を活用して意見交換等によるスキルアップを図った	人材育成を図るための専門的な研修の実施ができていない	部会を活用した研修の実施と事例検討を行う
⑤体制	協議会部会等を活用した検討・顔の見える関係性づくり	・事業所・関係機関への説明	相談支援部会で実施	拠点の周知としくみへの理解の不足	関係機関へ地域生活支援拠点の説明を行い、意見交換を行う
		・役割分担の明確化			
		・課題の抽出	相談支援部会で実施	対象者の区分分けの基準が不明確 短期入所等受け皿の不足	対象者の区分の整理 事業所と意見交換をして働きかける
		・緊急時機能①連絡体制②受入体制の整備に向けた検討	現状の連絡体制を把握	短期入所の受け皿不足	事業所と意見交換をして働きかける
		・拠点登録者情報シートの検討	未実施	区分分けの基準が不明確	対象者の区分の整理をしていく中で検討する
		・拠点登録者のニーズ把握	未実施	拠点登録に至っていない	拠点登録対象者を登録に繋げる
		・拠点登録希望者の分析	未実施	拠点対象者の抽出に至っていない	拠点登録対象者を登録に繋げる
	地域生活支援拠点整備連絡会	・事業所・関係機関への説明	未実施	説明する段階に至っていない	メンバー構成を検討する
	第1回赤穂市障害者自立支援協議会	・拠点進捗状況の報告等	第1回相談支援部会の開催状況を報告		
第2回赤穂市障害者自立支援協議会	・次年度の方角性の協議等	元年度の検討状況の報告			

地域生活支援拠点の検討状況

○令和元年7月4日 第1回相談支援部会

協議内容 地域生活支援拠点整備方針について（方針説明と意見交換）

意見等

- ・緊急度は見る人によって異なる。支援者、本人、家族でズレがある。
- ・緊急となる前に早めの対応が必要。本人にも体験の意識付けをし、促していくことが大切。
- ・対象者の掘り起こし、今困っている人をどうつなげていくか。
- ・情報の共有化が必要
- ・相談支援事業所がコアとなって意識を広げていく。

○7月～11月の検討状況

- ・事業所間の顔の見える関係性はおおむねできていると考える。
- ・地域生活支援拠点整備を進めていくためには、相談支援事業所以外の事業所にも拠点についての理解が必要。
- ・相談支援事業所が関わっていない対象者の掘り起こし。地域からの情報が必要。
- ・短期入所の受け皿不足。
- ・拠点登録対象者をAからDの区分（参考）に分けるよう想定しているが、基準等がない中で分けるのは難しいのではないかな。

⇒ どこかの事業所でモデル的に対象者を区分分けしてもらい、その意見を踏まえて拠点登録対象者の把握と区分分けについて検討する。 ⇒ さんぼみちに依頼する。

- ・他市の状況を調査する必要があるのではないかな。

⇒ 相生市が毎月事例検討を行っているようなので、相生市の地域生活支援拠点事業について話を聞きに行ってみようか。 ⇒ 相生市基幹相談支援センターを訪問

○令和2年11月28日 相生市基幹相談支援センター訪問

協議内容 相生市における地域生活支援拠点事業について

内容

- ・相生市の地域生活支援拠点事業は、赤穂市と同じく面的整備型で運営している。
- ・一般相談、専門的相談を基幹相談支援センターで受け付けている。
- ・緊急時の対応は、市から基幹相談支援センターの委託を受けているみどり福祉会の法人の中で対応できている。
- ・市内の全部の障がい福祉サービス事業所が加入している福祉事業所ネットワーク会議を設置し、研修や会議を開催、事業所からの個別相談により人材育成を図っている。
- ・地域相談支援機関連絡会議を月1回開催し、基幹相談支援センターの報告を行い、情報共有をしている。

⇒ これと言って何かをしているのではなく、これまで実施してきたこと、関係機関との連携をコーディネートすることで、地域生活支援拠点の運営・整備につながっている。

○令和2年1月17日 第2回相談支援部会

協議内容 拠点登録対象者と相生市の状況報告について

意見等

①さんぽみちより

- ・全相談計画利用者140人のうち、拠点登録対象者は23人（C=6人、D=17人）
- ・区分はCとDしかなかった。A、Bはすでに事業所として対応できている。
- ・区分分けについては相談員によっても見方が違う。分かりやすい基準が必要ではないか。
- ・サービスの利用のない人のケースが上がってこない。
- ・日中活動が安定していても家族がいなくなると維持できない。
- ・家族に将来や親亡き後を見通してもらおう支援も必要。

②各事業所より

- ・事業所間の連絡を密にして、一緒に考えていけるような関係づくりが必要。
- ・誰が見てもわかる区分分けの基準があった方がよい。
- ・受給者証に短期入所をつけていても受け入れ先がない。
- ・将来の見通しを家族や本人にどう伝えたらいいのか。
- ・前もっての体験をいつからしていくのか。

○令和2年3月27日 第3回相談支援部会（予定）

協議内容 地域生活支援拠点整備について（事例研修）

(3) 拠点対象者

拠点対象者を次のように想定します。 *緊急度を3段階で表しています。

区分	対象者像	緊急度
A	家族等がなく、在宅で生活している人 ※サービス利用の有無に関わらず、早急に施設等の利用につなげる必要のある人	3
B	家族等の高齢化等により支援力が低下するなど、緊急時などの対応に課題がある人（重症心身障害児（者）も含む） ※サービス利用がない人で、早急に親亡き後の備えが必要な人	3
C	家族等の高齢化等により支援力が低下するなど、緊急時などの対応に課題がある人 ※サービス利用がある人で、早急に親亡き後の備えが必要な人	2
D	今後、家族等の高齢化等により支援力が低下するなど、緊急時などの対応に不安がある人 ※近い将来に親亡き後の備えが必要な人 （在宅生活を送る上での支援があれば、生活が維持できる人も含む）	1

*不安がある、課題がある状況は、本人の認識だけでなく、支援者の見立ても含むものとします。

上記のような拠点対象者が、拠点制度を利用するためには、事前登録を必要とします。拠点登録の条件に合致すれば、拠点制度において支援を受ける者（拠点登録者）として台帳登録し、その登録情報を必要な関係機関で共有し、緊急時に備えます。

【拠点登録の条件】

- ・障がい者手帳、自立支援医療受給者もしくは難病の受給者証を所持している人
- ・障害支援区分の認定を受けている（受ける予定）の人
- ・短期入所等の支給決定を受けている（受ける予定）の人
- ・制度の趣旨を理解し、必要な関係機関と情報共有することに同意する人